

玉縄台自治会会則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の融和と連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好で住み良い、豊かな地域社会の維持、形成を図る地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、玉縄台自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、鎌倉市玉縄2丁目・4丁目の一部、5丁目及び関谷の一部とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、鎌倉市玉縄5-21-3玉縄台自治会館に置く。

(会員の資格)

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、本会の会員となることができる。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長あてに提出しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 既に納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

(退会)

第8条 本会を脱会しようとする者は、脱会届を会長あてに提出するものとする。

2 会員が死亡したとき又は第3条に定める区域に住所を有さなくなったときは、退会したものとす。

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 理事 20名以上24名以内
- (4) 監事 2名

2 役員は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、会長・副会長を補佐し、各担当の部を総括する。
- 4 経理担当理事は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 役員は、役員会を構成し、本会の会務の執行を決定する。
- 6 監事は、次の職務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員を選出)

第11条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、理事、監事は総会において会員の中から選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第13条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意によって、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行ができないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会員の5分の1以上の請求があったとき又は役員会において開催の請求があったとき
 - (3) 監事が会則第10条第6項第4号の規定により招集するとき

(総会招集)

第17条 総会は、前条第2項第2号、第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的及びその内容、日時、場所を示して開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(総会定足数)

第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数(書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること)
- (4) 議決事項
- (5) 議決の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(役員会)

第23条 役員会は、本会の重要な執行機関であり、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第24条 役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第25条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員 $\frac{1}{3}$ 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会を招集する場合は、役員に対し、会議の目的及びその内容ならびに日時、場所を示して、開催の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席がなければ開催することができない。

(役員会の議決)

第29条 役員会の議事は、出席した役員 $\frac{1}{2}$ 以上の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会における書面表決)

第30条 やむを得ない理由のため、役員会に出席することができない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定については、出席した役員とみなす。

(役員会の議事録)

第31条 第22条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのを「役員会」と、「会員」とあるのを「役員」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのを「書面表決者」と読み替えるものとする。

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は会長が管理し、その方法は会長が役員会の議決を経て定める。

- 2 本会の資産のうち第32条第1号の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。
- 3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間、前年の予算を基準として収入を収め、支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第36条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第37条 本会が資金の借入をしようとするときは、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(会則の変更)

第38条 この会則は、総会において会員の4分の3以上の議決を得、かつ鎌倉市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 破産
 - (2) 鎌倉市長の認可取消し
 - (3) 総会の決議
 - (4) 構成員の欠乏
- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会において4分の3以上の議決を得、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

(委任)

第40条 この会則の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

[付則]

- 1 この会の設立当初の役員は、第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第12条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 2 この会の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成18年3月31日までとする。
- 3 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

[改正] 平成22年4月18日 第9条(2)
平成23年4月17日 第10条6
第16条2(3)
平成24年4月15日 第9条(3)・(4)
平成27年4月26日 第9条(2)